

有料職業紹介事業

手数料規定

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 500,000 円）どちらか高い方</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 500,000 円）どちらか高い方</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 500,000 円）どちらか高い方</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
	手数料及び返戻金規定は下記のサイトでも確認することができます。 https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010

返戻金規定

紹介した当該求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、

入社日から 1 か月以内の場合は手数料の 10 分の 8、

2 か月以内の場合は手数料の 10 分の 5、

3 か月以内の場合は手数料の 10 分の 2 を返却するものとする。